特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
45	大気汚染医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は大気汚染医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年11月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大気汚染医療費助成に関する事務
②事務の概要	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例及び施行規則に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、医療費を助成するための事務。 なお、特別区においては、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び特別区における東京都の事務処理特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則に基づき、上記条例等に定める医療費助成に係る事務を処理することとなっている。 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	大気汚染医療費助成受給者管理システム、中間サーバー・プラットフォーム、Public Medical Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
大気汚染医療費助成受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第9条2項 ・（東京都）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例　別表第一の10

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	杉並保健所　保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長

6. 他の評価実施機関

－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号168-0051 東京都杉並区荻窪5-20-1 杉並保健所　保健予防課
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守する。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底するほか、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は鍵付きキャビネットに保管し、利用時以外は必ず施錠する。また、業務システムの情報や、Sドライブ等に保管されているデータのバックアップを保管する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	1行目「杉並区は結核医療費負担に関する事務における～」	1行目「杉並区は大気汚染医療費助成に関する事務における～」	事後	自己点検による修正
令和8年2月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計測か	令和7年9月30日 時点	令和8年2月27日 時点	事後	自己点検による確認
令和8年2月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計測か	令和7年9月30日 時点	令和8年2月27日 時点	事後	自己点検による確認
令和8年10月16日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（追記）	＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH参加に伴う修正
令和8年10月16日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	大気汚染医療費助成受給者管理システム、中間サーバー・プラットフォーム	大気汚染医療費助成受給者管理システム、中間サーバー・プラットフォーム、Public Medical Hub（PMH）	事前	PMH参加に伴う修正